

計算書類に対する注記（（社福）緑風会 本部会計拠点区分用）

令和 5年 3月 31日現在

法人名：社会福祉法人 緑風会

1頁

1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当拠点区分は、期末時の利用者等に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
当拠点区分は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生年度に一括して費用処理している。
- (5) 役員退職慰労引当金の計上基準
当拠点区分は、役員退職等慰労金規程に基づき、役員の退職慰労金要支給額を計上している。
- (6) 消費税の取扱い
当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 緑風会本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当する事項はない。

7.担保に供している資産

該当する事項はない。

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他固定資産）	396,000	74,344	321,656
構築物	6,686,772	2,730,431	3,956,341
車輛運搬具	2,242,500	2,242,499	1
器具及び備品	2,046,711	1,157,248	889,463
合計	11,371,983	6,204,522	5,167,461

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.重要な後発事象

該当する事項はない。

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。